

商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第5928416号

(REGISTRATION NUMBER)

商標
(THE MARK)

Salonpas

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第 2 類 カナダバルサム, コパール, サンダラック, セラック
、ダンマール, 媒染剤, 腐食防止剤, 防錆剤, マスチ
その他別紙記載

商標権者
(OWNER OF
THE TRADEMARK RIGHT)

佐賀県鳥栖市田代大官町408番地

久光製薬株式会社

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

商願2016-097389

出願日
(FILING DATE)

平成28年 9月 6日 (September 6, 2016)

登録日
(REGISTRATION DATE)

平成29年 3月 3日 (March 3, 2017)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成29年 3月 3日 (March 3, 2017)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

小宮義則



商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

(続葉 1)

登録第5928416号 (REGISTRATION NUMBER)

商願2016-097389 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

- (第 2類) ック, 松脂, 木材保存剤, 染料, 顔料, 塗料, 印刷インキ, 絵の具, 防錆グリース, 塗装用・装飾用・印刷用又は美術用の非鉄金属はく及び粉, 塗装用・装飾用・印刷用又は美術用の貴金属はく及び粉
- 第 4類 固形潤滑剤, 靴油, 皮革油, 燃料, ろう, ランプ用灯しん, ろうそく
- 第 5類 サプリメント, 食餌療法用飲料, 食餌療法用食品, 歯科用材料, 乳幼児用飲料, 乳幼児用食品, 栄養補助用飼料添加物 (薬剤に属するものを除く。), 人工受精用精液
- 第 6類 金属製包装用容器, 金属製のネームプレート及び標札, 金属製帽子掛けかぎ, 金属製のタオル用ディスペンサー, 金属製建具, 金庫, 金属製立て看板, 金属製彫刻
- 第 7類 化学機械器具, 繊維機械器具, 食料加工用又は飲料加工用の機械器具, パルプ製造用・製紙用又は紙工用の機械器具, 印刷用又は製本用の機械器具, 機械式の接着テープディスペンサー, 自動スタンプ打ち器, 廃棄物圧縮装置, 廃棄物破碎装置
- 第 8類 ピンセット, 手動利器, 手動工具, 十能, 暖炉用ふいご (手持ち工具に当たるものに限る。), 火ばし, 護身棒, 殺虫剤用噴霧器 (手持ち工具に当たるものに限る。), ひげそり用具入れ, ペディキュアセット, まつ毛カール器, マニキュアセット
- 第 9類 水泳用耳栓, 潜水用耳栓, 写真機械器具, 映画機械器具, 光学機械器具, オペラグラス, 電気通信機械器具, 携帯電話の付属品, 携帯電話用クリーナー付きストラップ, 携帯電話用ストラップ, 携帯電話機の表示画面に貼って使用するのぞき見防止用シート, 電子応用機械器具及びその部品, マウスパッド, レコード, メトロノーム, 電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM, インターネットを利用して受信し及び保存することができる音楽ファイル

商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

(続葉 2)

登録第5928416号 (REGISTRATION NUMBER)

商願2016-097389 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

- (第 9類) , 映写フィルム, スライドフィルム, スライドフィルム用マウント, インターネットを利用して受信し及び保存することができる画像ファイル, 録画済みビデオディスク及びビデオテープ, 録画済みCD-ROM・DVD, 電子出版物, ダウンロード可能な画像・文字・図表
- 第12類 落下傘, 乗物用盗難警報器, 車いす, 自動車並びにその部品及び附属品, 二輪自動車・自転車並びにそれらの部品及び附属品, 人力車, そり, 手押し車, 荷車, 馬車, リヤカー, タイヤ又はチューブの修繕用ゴムはり付け片
- 第13類 銃砲, 銃砲弾, 火薬, 爆薬, 火工品及びその補助器具, 戦車
- 第14類 貴金属, キーホルダー, 宝石箱, 記念カップ, 記念たて, 身飾品, 宝玉及びその原石並びに宝玉の模造品, 時計
- 第15類 調律機, 楽器, 楽譜台, 指揮棒, 音さ
- 第16類 紙製のティッシュペーパーケース, 紙製のぼり, 紙製旗, 衛生手ふき, 紙製タオル, 紙製テーブルナプキン, 紙製手ふき, 紙製ハンカチ, 衛生顔ふき, 衛生足ふき, ウェットティッシュ, アルコール・水・メントールなどを染み込ませた不織布製の体拭き (紙製体拭きとして用いるもの。), 紙類, 文房具類, 携帯電話機用装飾シール, グリーティングカード, クリアファイル, サイン入り色紙, チケットホルダー, 印刷物, 会報誌, ガイドブック, 写真集, 写真, 写真立て
- 第17類 化学繊維 (織物用のものを除く。), 糸ゴム及び被覆ゴム系 (織物用のものを除く。), 化学繊維系 (織物用のものを除く。), ゴムひも, 石綿ひも, ゴム製包装用容器, ゴム製栓, ゴム製ふた, プラスチック基礎製品, ゴム
- 第18類 かばん金具, がま口金, 蹄鉄, 皮革製包装用容器,

商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

(続葉 3)

登録第5928416号 (REGISTRATION NUMBER)

商願2016-097389 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

- (第18類) かばん類, 袋物, 携帯用化粧道具入れ, 傘, ステッキ, つえ, つえ金具, つえの柄, 皮革
- 第19類 区画表示帯, セメント及びその製品, 木材, 石材, 貯蔵槽類 (金属製又はプラスチック製のものを除く。), 石製郵便受け, 石製彫刻, コンクリート製彫刻, 大理石製彫刻
- 第20類 木製・竹製又はプラスチック製の包装用容器, ネームプレート及び標札 (金属製のものを除く。), うちわ, せんす, 買い物かご, 家具, マネキン人形, 洋服飾り型類, クッション, 座布団, まくら, マットレス
- 第21類 ガラス製又は陶磁製の包装用容器, 台所用品 (「ガス湯沸かし器・加熱器・調理台・流し台」を除く。), 洋服ブラシ, 貯金箱 (金属製のものを除く。), お守り, おみくじ, ペットボトル用カバー, ドリンクホルダー, 化粧用具
- 第22類 ターポリン, 帆, 原料繊維, 編みひも, 真田ひも, のり付けひも, よりひも, 網類, 網類 (金属製又は石綿製のものを除く。), 布製包装用容器, わら製包装用容器, 結束用ゴムバンド
- 第23類 糸
- 第24類 織物, 布製身の回り品, かや, 敷布, 布団, 布団カバー, 布団側, まくらカバー, 毛布, 織物製テーブルナプキン, ふきん, のぼり及び旗 (紙製のものを除く。), 織物製いすカバー, 織物製壁掛け, カーテン, テーブル掛け, どん帳
- 第25類 ティーシャツ, 応援時に着用するタオル地製のベスト, その他の被服, 応援用ハチマキ, ガーター, 靴下止め, ズボンつり, バンド, ベルト, 履物, 仮装用衣服, バレーボール競技用ユニフォーム, その他の運動用特殊衣服, 運動用特殊靴
- 第26類 針類, 被服用はとめ, テープ, リボン, 組みひも, 腕

商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

(続葉 4)

登録第5928416号 (REGISTRATION NUMBER)

商願2016-097389 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

- (第26類) 止め, 衣服用き章 (貴金属製のものを除く。), 衣服用バッジ (貴金属製のものを除く。), 衣服用バックル, 衣服用ブローチ, 帯留, ボンネットピン (貴金属製のものを除く。), ワッペン, 腕章, 頭飾品
- 第27類 洗い場用マット, 畳類, 人工芝, 敷物, 壁掛け (織物製のものを除く。), 体操用マット, 壁紙
- 第28類 遊園地用機械器具 (業務用テレビゲーム機を除く。), 愛玩動物用おもちゃ, 応援用メガホン, 応援用チアスティック, 応援用の棒状の風船おもちゃ, その他のおもちゃ, 人形, 囲碁用具, 歌がるた, 将棋用具, さいころ, すごろく, ダイスカップ, ダイヤモンドゲーム, チェス用具, チェッカー用具, 手品用具, ドミノ用具, トランプ, 花札, マージャン用具, 遊戯用器具, ビリヤード用具, 運動用具, 釣り具
- 第29類 冷凍野菜, 冷凍果実, 加工野菜及び加工果実, カレー・シチュー又はスープのもと, お茶漬けのり, ふりかけ, 食用たんぱく, 豆
- 第30類 食品香料 (精油のものを除く。), 茶, コーヒー, ココア, 氷, 菓子, パン, サンドイッチ, 中華まんじゅう, ハンバーガー, ピザ, ホットドッグ, ミートパイ, 穀物の加工品, きょうぎ, しゅうまい, すし, たこ焼き, 弁当, ラビオリ
- 第31類 海藻類, 野菜, 果実, あわ, きび, ごま, そば, とうもろこし, ひえ, 麦, 籾米, もろこし, 飼料, 種子類, 木, 草, 芝, ドライフラワー, 苗, 苗木, 花, 牧草, 盆栽
- 第32類 ビール, 清涼飲料, 果実飲料, ビール製造用ホップエキス, 乳清飲料, 飲料用野菜ジュース
- 第33類 清酒, 洋酒, 果実酒, 酎ハイ, 中国酒, 薬味酒
- 第34類 紙巻きたばこ用紙, たばこ, 喫煙用具, マッチ

商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

(続葉 5)

登録第5928416号 (REGISTRATION NUMBER)

商願2016-097389 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

- 第36類 預金の受入れ（債券の発行により代える場合を含む。）及び定期積金の受入れ，資金の貸付け及び手形の割引，内国為替取引，債務の保証及び手形の引受け，有価証券の貸付け，金銭債権の取得及び譲渡，有価証券・貴金属その他の物品の保護預かり，両替，金融先物取引の受託，金銭・有価証券・金銭債権・動産・土地若しくはその定着物又は地上権若しくは土地の賃借権の信託の引受け，債券の募集の受託，外国為替取引，信用状に関する業務，信用購入あっせん，前払式証票の発行，ガス料金又は電気料金の徴収の代行，商品代金の徴収の代行，建物の管理，建物の貸借の代理又は媒介，建物の貸与，建物の売買，建物の売買の代理又は媒介，建物又は土地の鑑定評価，土地の管理，土地の貸借の代理又は媒介，土地の貸与，土地の売買，土地の売買の代理又は媒介，建物又は土地の情報の提供，慈善のための募金，募金に関する情報の提供，紙幣・硬貨計算機の貸与，現金支払機・現金自動預け払い機の貸与
- 第37類 建設工事，建築工事に関する助言，建築設備の運転・点検・整備，医療用機械器具の修理又は保守，運動用具の修理，被服の修理，医療用機械器具の殺菌・滅菌
- 第38類 電気通信（「放送」を除く。），放送，報道をする者に対するニュースの供給，電話機・ファクシミリその他の通信機器の貸与
- 第39類 車両による輸送，自動車の運転の代行，引越しの代行，他人の携帯品の一時預かり，配達物の一時預かり，倉庫の提供，駐車場の提供，駐車場の管理
- 第41類 技芸・スポーツ又は知識の教授，スポーツ指導員の育成のための教育・研修，各種講座及びセミナーの企画・運営又は開催，電子出版物の提供，図書及び記録の供覧，娯楽情報の提供，教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。），バレーボールの興行の企画・運営又は開催，その他のスポーツの興行の企画・運営又は開催，バレーボールの興行の企画・運営又は開催に関する情報の

商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

(続葉 6)

登録第5928416号 (REGISTRATION NUMBER)

商願2016-097389 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

(第41類) 提供, 運動施設の提供, 興行場の座席の手配, 運動用具の貸与

第43類 宿泊施設の提供, 飲食物の提供, 保育所における乳幼児の保育, 高齢者用入所施設の提供 (介護を伴うものを除く。), 布団の貸与, カーテンの貸与, 家具の貸与, 壁掛けの貸与, 敷物の貸与, タオルの貸与

第45類 ファッション情報の提供, 施設の警備, 身辺の警備, 乳幼児の保育 (施設において提供されるものを除く。), 衣服の貸与, 装身具の貸与

[以下余白]

(Translation)

CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION

Registration No. 5928416

The Mark:

Salonpas

Designated goods and/or services and class(es) of the classification of goods or services:

Class 2 -omitted-

Owner of the Trademark Right

408, TASHIRODAIKAN-MACHI, TOSU-SHI, SAGA, JAPAN

HISAMITSU PHARMACEUTICAL CO., INC.

Application Number	2016-097389
Filing Date	September 6, 2016
Registration Date	March 3, 2017

This is to certify that the trademark is registered on the register of the Japan Patent Office.

March 3, 2017

Commissioner, Japan Patent Office

Yoshinori KOMIYA (Seal)

Designated goods and/or services and class(es) of the classification of goods or services:

Class 4 -omitted-

Class 5 -omitted-

Class 6 -omitted-

Class 7 -omitted-

Class 8 -omitted-

Class 9 -omitted-

Class 12 -omitted-

Class 13	-omitted-
Class 14	-omitted-
Class 15	-omitted-
Class 16	-omitted-
Class 17	-omitted-
Class 18	-omitted-
Class 19	-omitted-
Class 20	-omitted-
Class 21	-omitted-
Class 22	-omitted-
Class 23	-omitted-
Class 24	-omitted-
Class 25	-omitted-
Class 26	-omitted-
Class 27	-omitted-
Class 28	Amusement machines and apparatus for use in amusement parks, except for arcade video game machines; Toys for domestic pets; Toy noisemaker; Thunder sticks; Inflatable balloon cheering sticks; Toys; Dolls; Go games; Japanese playing cards [Utagaruta]; Japanese chess [Shogi games]; Dice; Japanese dice games [Sugoroku]; Cups for dice; Chinese checkers [games]; Chess games; Checkers [checker sets]; Conjuring apparatus; Dominoes; Playing cards; Japanese playing cards [Hanafuda]; Mah-jong; Game machines and apparatus; Billiard equipment; Sports equipment; Fishing tackle.
Class 29	-omitted-
Class 30	-omitted-
Class 31	-omitted-
Class 32	-omitted-
Class 33	-omitted-
Class 34	-omitted-
Class 36	-omitted-
Class 37	-omitted-
Class 38	-omitted-

Class 39 -omitted-

Class 41 -omitted-

Class 43 -omitted-

Class 45 -omitted-

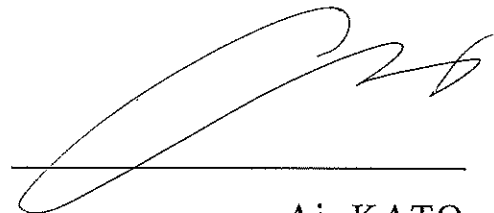
VERIFICATION OF TRANSLATION

I, Ai KATO, having my business office at
Marunouchi MY PLAZA 9th fl., 1-1, Marunouchi 2-chome
Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005 JAPAN

hereby declare as follows:

1. I am proficient both in English and Japanese.
2. I have translated the documents attached hereto and certify that, to the best of my knowledge and belief, the following is a true translation of the document.

Dated this 25 day of February, 2020



Ai KATO

Patent Attorney